

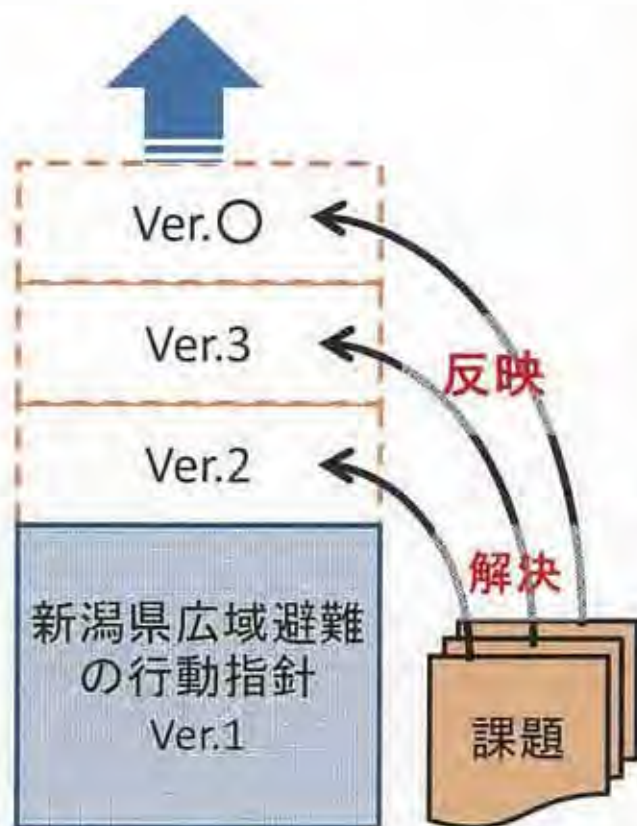
原子力災害に備えた 新潟県広域避難の行動指針(概要)

【新潟県広域避難の行動指針(Ver.1)のポイント】

- 平成24年8月改訂の県地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、市町村、関係機関と広域避難をめぐる諸課題について検討の上、作成
- ～ 主な内容 ～
- 防護対策の基本スキーム(事態の進展に合わせた防護措置)の在り方
 - 原子力災害対策重点区市町村の避難先の考え方・避難先市町村(候補)
 - 要配慮者の避難調整の仕組み
- 等

【課題】

- 今後、課題に対する対応がされ次第、新潟県広域避難の行動指針をバージョンアップ(左図)
- ～ 主な課題 ～
- 災害対策基本法や原子力災害対策特別措置法の見直し等も視野に入れた複合災害時の組織体制(指揮命令系統含む)の構築
 - 緊急時における安定ヨウ素剤の配布、服用のための薬事法等の見直し
 - 民間事業者、防災業務関係者等のための労働関係法令の整備
- 等



(イメージ)

原子力災害に備えた 新潟県広域避難の行動指針

(Ver. 1 H26.3月)

新潟県柏崎刈羽原子力発電所における原子力災害に備えて、広域避難を含む防護措置等について現時点における考え方を整理したものである。

この後、関係諸法令、原子力災害対策指針、地域防災計画等の改正、または市町村・関係機関と引き続きの検討結果により随時、更新するものとする。

新 潟 県

新潟県広域避難の行動指針について

1. 「新潟県広域避難の行動指針」について

県は、福島第一原発事故等を踏まえ、平成24年8月、県地域防災計画（原子力災害対策編）を改定しました。

その後、福島第一原発事故の避難の状況を踏まえ、市町村・関係機関と広域避難のための課題（参照：次頁）についての検討を続けてまいりました。

広域避難をめぐる諸課題の検討を踏まえて、本「新潟県広域避難の行動指針」を策定いたしました。

2. 避難等に関する様々な課題

福島第一原発事故のような過酷事故が起きた場合の防護対策には、未だ検討を必要とする事項が多数あります。

例えば、現在、高線量下での民間人の労働のあり方など国レベルでの検討が進んでいない状況^{※1}や、避難と原発のフィルターベントの運用手順との整合性などが確認されていない状況^{※2}があります。

また、要配慮者の避難体制など今後も十分な検討を必要とする課題もあります。

その他、講じるべき防護措置の判断基準についても今後さらに議論が必要な状況です。

3. 原子力防災関係者の情報共有の必要

一方、原発は停止していても事故の可能性がります。

このような状況においては、県、市町村、関係機関等がその時々で最新の基本的な情報、考え方を共有し、万が一の事故に備えておくことが必要です。

4. 「新潟県広域避難の行動指針」の随時更新

本「新潟県広域避難の行動指針」は、現時点における基本的な考え方をまとめたものであり、今後も随時更新を行っていく予定です。

上記2のような課題が解決され次第、本「新潟県広域避難の行動指針」も随時内容を更新し、常に関係者と共有してまいりたいと考えています。

いざ事故の時には実際の防護措置に役立つよう、引き続き、市町村、関係機関と検討を重ね、情報共有に努めてまいります。

平成26年3月
新 潟 県

※1 「原子力発電所の安全対策及び住民等の防護対策について」平成25年4月22日

※2 「柏崎刈羽原子力発電所の規制基準適合申請に係る条件付き承認について」平成25年9月26日

【福島事故以降の「防護対策」に関する検討等】

- 国：①「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について
（中間とりまとめ）〈平成 24 年 3 月 22 日〉
 - ② 原子力災害対策指針 〈平成 24 年 10 月 31 日策定〉
（平成 25 年 2 月 27 日全部改正）
（平成 25 年 6 月 5 日全部改正）
（平成 25 年 9 月 5 日全部改正）
- 県：③ 柏崎刈羽原子力発電所の過酷事故時における対策の考え方（事務局暫定案）
〈平成 24 年 4 月〉
 - ④ 新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）〈平成 24 年 8 月修正〉
- 新潟県広域避難対策ワーキングチーム：
以下の 10 課題を 10 チームで検討 〈平成 24 年 11 月 28 日～〉
 - ① 情報伝達・双方向の在り方
・・・県、市町村及び住民との情報共有の仕組みの検討 等
 - ② 避難先の事前マッチング
・・・PAZとUPZ市町村と受入市町村のマッチング
 - ③ 避難ルート、広域移動手段（屋内退避のあり方を含む）の検討
・・・災害時の高速道路を含めた道路の利用、避難方法の検討 等
 - ④ スクリーニング体制の整備
・・・スクリーニング体制や人員確保の検討 等
 - ⑤ 緊急時モニタリング体制の整備
・・・緊急時モニタリング実施範囲の拡大に伴う資機材 等
 - ⑥ 受援体制のあり方
・・・スクリーニング、モニタリング等の応援要員の検討 等
 - ⑦ 受入時の避難者対応、自主避難者への対応
・・・避難者数の把握、受入市町村への伝達、自主避難者の把握 等
 - ⑧ 安定ヨウ素剤の取扱い
・・・配布、服用基準の検討 等
 - ⑨ 災害時要援護者等
・・・災害時要援護者の受入施設の調査 等
 - ⑩ 物資の調達、配送及び備蓄等の在り方
・・・物流の確保、配送方法及び備蓄等の検討 等
- 市町村による原子力安全対策に関する研究会[※]：
実効性のある避難計画（暫定版）〈平成 24 年 11 月 2 日〉
 - ・・・福島事故の教訓や知見を最大限に活かしながら、「避難・屋内退避・避難者の受入に対する共通の考え方」を整理し、平成 24 年 11 月時点で、暫定版としたもの。

※ 原子力災害から市民生活の安全安心をめざし、県内の自治体が連携し
原子力安全対策に関する任意の研究会

< 目 次 >

- 1 新潟県における原子力災害対策重点区域等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1
 - 原子力災害対策重点区域と当該区域の人口
 - 原子力災害対策重点区域以遠の避難施設数と収容数

- 2 避難等の防護措置を実施する基本スキーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1
 - 緊急事態の段階及び初期対応段階における対応
 - 事故等発生から全面緊急事態までの防護措置
 - 放射性物質放出後の防護措置

- 3 緊急時における情報の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-1
 - 事態毎の主な連絡内容
 - 主な情報の流れと通信手段

- 4 原子力災害対策重点区域における全面緊急事態後の防護措置・・・・ 4-1
 - 即時避難区域（PAZ）の防護措置の基本的な考え方
 - 避難準備区域（UPZ）の防護措置の基本的な考え方

- 5 スクリーニングポイント（基本的な考え方）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-1
 - スクリーニングポイントのイメージ

- 6 安定ヨウ素剤の配備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-1
 - H25.4.1時点の配備状況

- 7 要配慮者避難の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7-1
 - 即時避難区域（PAZ）内の福祉施設一覧
 - 即時避難区域（PAZ）の避難及び屋内退避
 - 避難先調整の仕組み

1 新潟県における原子力災害対策重点区域等

< 原子力災害対策重点区域 >

原子力災害対策重点区域を含む市町村は、以下の市町村とする。

区 分	範 囲	対象市町村
即時避難区域：PAZ (Precautionary Action Zone) 予防的防護措置を準備する区域	発電所を中心とする半径 おおむね5キロメートル圏	柏崎市 刈羽村
避難準備区域：UPZ (Urgent Protective action Planning Zone) 緊急時防護措置を準備する区域	発電所を中心とする半径 おおむね5～30 キロメートル圏	柏崎市 長岡市 燕市 見附市 小千谷市 十日町市 上越市 出雲崎町

※ 屋内退避計画地域（PPA）以遠については、1～4頁を参照

《 参考 》



左図は、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）のそれぞれの目安となる柏崎刈羽原子力発電所からの距離を示したものである。

< 原子力災害対策重点区域の人口 >

平成 25 年 4 月 1 日現在

区分	市町村名	原子力災害対策を重点的に 充実すべき区域	人口 (人)
即時避難区域 (PAZ)	柏崎市	高浜コミュニティ 荒浜コミュニティ 松波地区コミュニティ 南部コミュニティ 二田地区コミュニティ 中通コミュニティ 西中通コミュニティ	16,800
	刈羽村	村内全域	4,900
	小 計 (A)		21,700

区分	市町村名	原子力災害対策を重点的に 充実すべき区域	人口 (人)
避難準備区域 (UPZ)	柏崎市	即時避難区域を除く市内全域	74,200
	長岡市	栃尾地域を除く市内全域	260,900
	燕市	市内大河津分水路左岸全域	400
	見附市	市内全域	42,200
	小千谷市	市内全域	38,800
	十日町市	十日町地域の一部、川西地域の一部、 松代地域の一部	7,400
	上越市	柿崎区の全域 浦川原区、大島区、大潟区、吉川区の 区域の一部	16,000
	出雲崎町	町内全域	4,900
小 計 (B)		444,800	
合 計 (A+B)		466,500	

※ 人口の算出条件：100 人単位として、100 人未満の場合は切り上げ

出典：広域避難対策検討ワーキングチーム第 2 班（避難先の事前マッチング）調べ

< 原子力災害対策重点区域以遠の市町村別避難施設数等 >

H25年4月1日現在

市町村名	1 小中高等学校 体育館			2 総合体育館等 体育館			3 その他			小計 収容数 (人)
	施設数 (箇所)	面積 (㎡)	収容数 (人)	施設数 (箇所)	面積 (㎡)	収容数 (人)	施設数 (箇所)	面積 (㎡)	収容数 (人)	
新潟市	195	191,309	95,614	10	19,869	9,924	0	0	0	105,548
三条市	39	32,592	10,765	5	7,066	2,318	27	10,448	3,395	16,478
新井田市	41	37,893	22,965	5	4,581	2,775	2	1,294	783	26,523
加茂市	14	14,991	9,085	6	6,068	3,678	0	0	0	12,763
村上市	33	42,153	14,043	11	21,397	7,130	0	0	0	21,173
糸魚川市	24	36,196	21,850	9	12,154	6,800	1	522	310	28,960
妙高市	14	16,017	8,012	7	6,145	3,071	8	2,442	1,095	12,178
五泉市	21	25,865	15,678	8	15,199	9,211	0	0	0	24,889
阿賀野市	18	20,983	12,709	5	16,099	9,757	0	0	0	22,466
佐渡市	39	47,825	28,987	17	29,780	18,049	0	0	0	47,036
魚沼市	15	15,766	8,032	7	6,226	2,613	3	1,330	665	11,311
南魚沼市	31	36,366	22,012	11	10,963	6,632	0	0	0	28,644
柏崎市	9	12,094	4,366	4	4,212	1,550	0	0	0	5,916
聖籠町	4	34,653	10,050	5	17,482	5,300	0	0	0	15,350
弥生村	2	3,057	1,529	2	1,874	938	0	0	0	2,467
田上町	4	3,247	1,967	8	4,668	2,723	0	0	0	4,690
阿賀町	10	12,811	3,378	10	9,479	3,207	0	0	0	6,585
清沢町	6	3,086	1,780	14	2,639	1,572	0	0	0	3,352
越前町	10	6,174	3,084	1	1,243	621	0	0	0	3,705
関川村	2	9,354	4,363	1	3,665	1,945	0	0	0	6,308
妻島浦村	1	467	165	0	0	0	0	0	0	165
小計	532	602,899	300,435	146	199,809	99,824	41	16,036	6,248	406,507

出典：広域避難対策検討ワーキングチーム第2班（避難先の事前マッチング）調べ

※ 上記の表には、県有施設（県立学校除く）及び民間施設は含まれていない。

＜ 屋内退避計画地域（P P A）以遠の対応について ＞

屋内退避計画地域（P P A）以遠について、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、緊急時モニタリングの結果等から避難又は屋内退避の対応が必要な場合には、避難準備区域（U P Z）等と同様の対応を実施するとしている。

屋内退避計画地域（P P A）以遠における防護措置等の対応についても、国の検討結果や即時避難区域（P A Z）及び避難準備区域（U P Z）の検討を踏まえて、今後検討を進める。

《 新潟県地域防災計画（原子力災害対策編） 抜粋 》

3 屋内退避計画地域（P P A : Plume Protection Planning Area プルーム防護措置実施地域）

半径おおむね30～50キロメートル圏については、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、屋内退避や、安定ヨウ素剤の備蓄等の計画をあらかじめ策定する地域とし、計測可能な判断基準のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、必要に応じて、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用を実施する。

なお、屋内退避計画地域（P P A）においても、緊急時モニタリングの結果等から避難の対応が必要な場合には、避難準備区域（U P Z）と同様の対応を実施する。

4 放射線量監視地域

県内全域については、安定ヨウ素剤の備蓄などの計画をあらかじめ策定する地域とする。

また、広域的な環境放射線モニタリングを実施するほか、必要に応じて、飲食物の汚染状況調査等を行い、その結果に基づき、外出自粛や飲食物の摂取制限を実施する。

なお、放射線量監視地域においても、緊急時モニタリングの結果等から避難や屋内退避の対応が必要な場合には、避難準備区域（U P Z）又は屋内退避計画地域（P P A）と同様の対応を実施する。

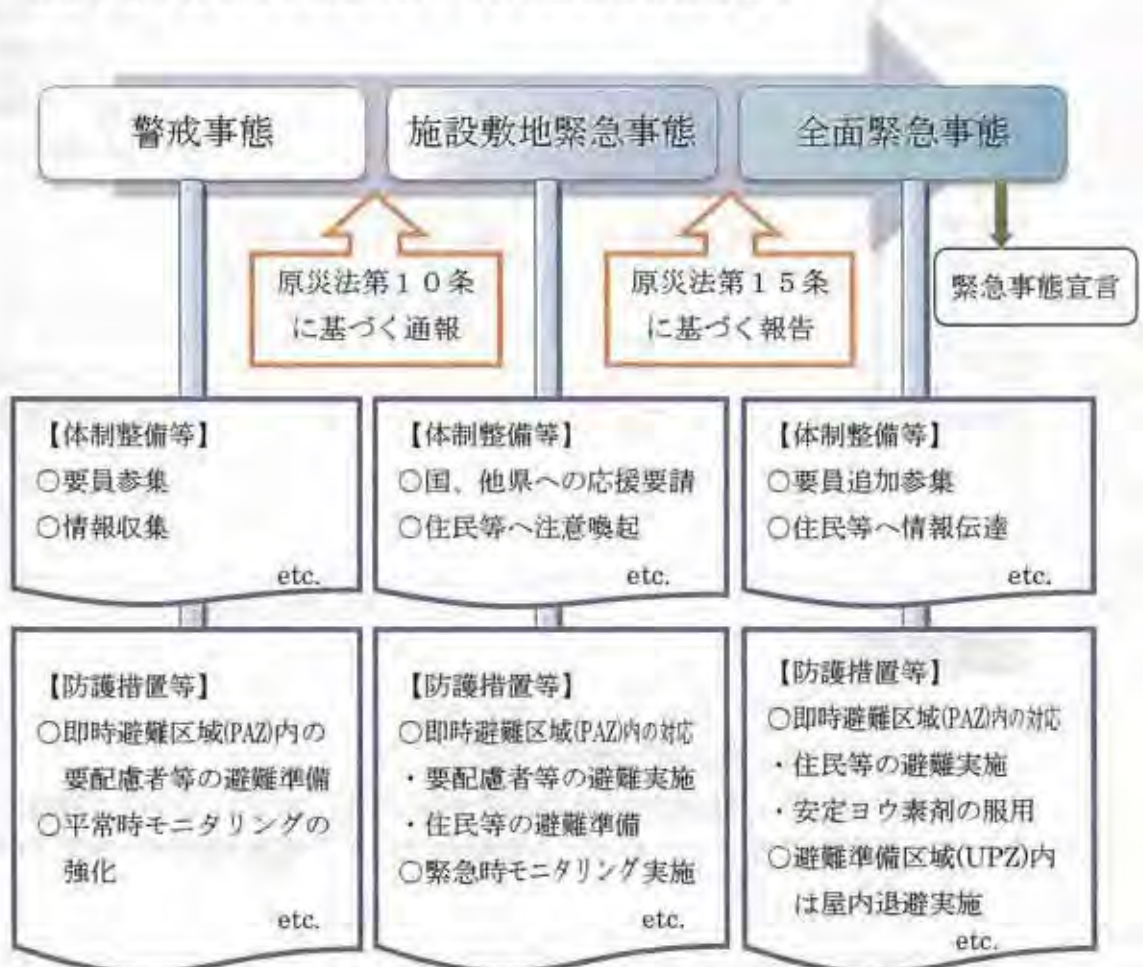
2 避難等の防護措置を実施する際の基本スキーム

(1) 緊急事態の段階

事態の進展			
緊急事態に対する準備	緊急時対応		復旧
準備段階	初期対応段階	中期対応段階	復旧段階
原子力事業者、国、地方公共団体等が行動を計画し、維持し、改善するように、検討等を行う。	放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに確率的影響を最小限に抑えるため、迅速な対応を行う。	環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、防護措置の変更・解除や長期防護措置の検討を行う。	被災した地域の長期的な復旧策を開始するための計画を策定し、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。

(原子力災害対策指針の一部をイメージ化)

(2) 緊急事態の初期対応段階における体制整備と防護措置等



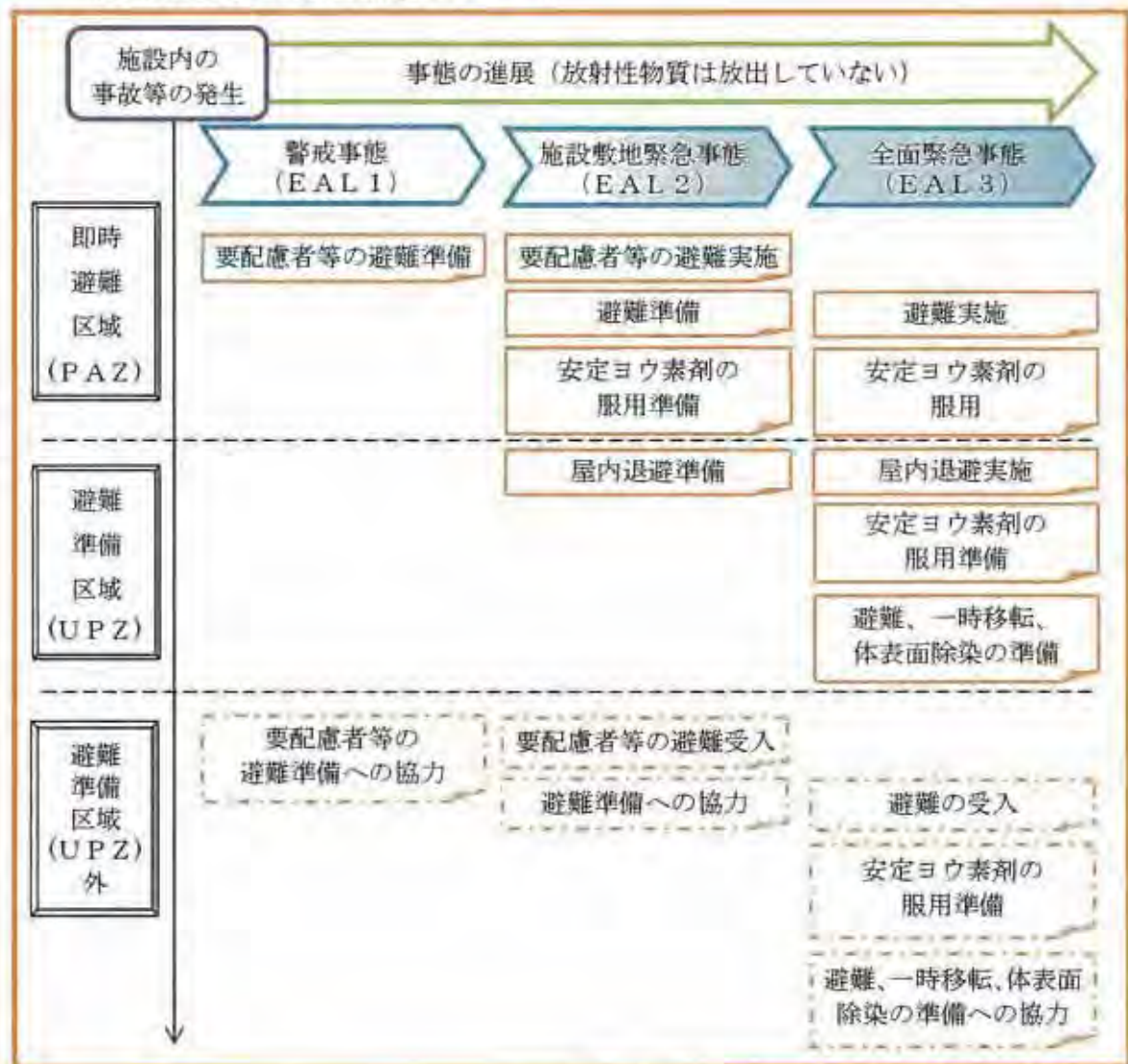
(原子力災害対策指針及び原子力災害対策マニュアルの一部をイメージ化)

(3) 事故等発生から全面緊急事態までの防護措置

① 基本的な考え方

避難等防護措置にかかる指示の内容や発出時期については、原子力災害対策指針に基づき、柏崎刈羽原子力発電所のEALの基準に応じて、段階的に実施するものとする。

《EALに応じた防護措置のフロー》



(原子力災害対策指針の一部をイメージ化)

○ ポイント

- 1 即時避難区域 (PAZ) における対応
 - 放射性物質の放出前に避難を開始する。
 - 要配慮者等 (施設敷地緊急事態要避難者) は、優先して早期に避難する。
 - 全面緊急事態 (EAL 3) の段階において、避難と同時に安定ヨウ素剤を服用する。
- 2 避難準備区域 (UPZ) における対応
 - 全面緊急事態 (EAL 3) の段階において、屋内退避を実施する。